平成 25 年度 第 4 回男女共同参画推進市民懇話会

会議録

- ▶ 日 時: 平成 26 年 2 月 6 日(木) 10 時 00 分~12 時 00 分
- ▶ 場 所: 鷲津駅前事務所 大会議室
- ▶ 出 席 者

委員: 池田恵子、跡見貞子、佐原克哉、菅本和子、高柳達弥、山下美恵子、神谷尚世 ゲスト: 鈴木愛子(住吉東地区自主防災会委員代表)

事務局: 市民協働課(市民協働課長、課長代理、梅田)

- ► 資料: 次第、湖西市男女共同参画条例(案)、 第1回男女共同参画地域勉強会(1月20日)資料、講演会(2月1日)資料
- 1. 会長あいさつ
- 2. 男女共同参画推進条例案について(会長より)
- 3. 意見交換
- 4. 次回に向けて(会長より)
- 5. 事務連絡 (次回懇話会開催日)

平成26年度第1回懇話会

日時:平成26年5月21日(水) 10:00~12:00

事前配布の条例案の訂正箇所・及び議論の結果変更した箇所

別紙、「湖西市男女共同参画条例(案)」をご確認ください。 下線部 (一重線) が、変更箇所です。

前文について

会長;別紙の前文案について、ご意見をお寄せください。

追加、修正、削除など、どんなことでも結構です。

○委員発言

・憲法に基づいて市も施策を推進していることを明記した方が良い。

- ・建設的な前文にすべきである。
- ・すべての人を何人もに修正した方が良い。何人もは外国人も含めたという意味になる。
- ・グローバル的なニュアンスを前文に入れる方が今の時代に沿っている。
- ・協働の言葉をつかうのは湖西市らしくて良いと思う。
- ・条例の解説をした方がよいと思う。

○会長発言

- ・条例の解説については検討しましょう。
- ・5月開催の懇話会までに前文を提示します。

各条の修正見直しと再検討

第1条について

委員;豊かな社会より何を実現するのか明確にする方が良い 変更⇒ 「…男女共同参画社会を実現することを目的とする。」

第2条について

委員;(1)の男女共同参画の定義に、支え合う、認め合う、尊重する等の一文を入れた方が良い。 会長;文は長くなってしまいますがよろしいですか。

変更⇒「…お互いを尊重し合い…」を入れる。

委員;(2)の「関して」は漠然とした関係に使用することが多いので、「かかる」にすれば良いのではないか。

変更⇒「前号に規定する機会にかかる…」

委員;(4)は(5)と言葉がだぶってくるので、消去し前回の定義に戻しませんか。 変更⇒「市内において事業を行う個人又は法人をいう。」

会長;(5)は最初は地域活動団体と市民活動団体と分けていましたが、「市民団体」とひとくくりにして良いかどうかお聞きしたい。

委員;

- ・いつも並べて併記する形式的な煩わしさを省くことも大切では。
- ・市民団体の言葉には活動するという意味が含まれているのでいいと思う。
- ・他市町の条例をみると、あまりこだわる必要はないのではと思う。

変更⇒なし

委員;(5)で自治会の下部組織に町内会は入っているので、町内会を明記する必要はないと思う。 会長;自治会さえあれば町内会はなくても良いのかお聞きしたい。

委員:

- ・町内会が単独で活動することもあるので、自治会だけでは理解してもらい難いのではないか。
- ・新居地区では町内会の方が活動面から言葉としても身近である。
- ・大きな組織だけが関係するというのはどうか、条例はすべての市民に向けてであるはず。

会長;町内会という言葉があった方が、身近に感じる人たちがいるのなら残しておいたほうが良い。 変更⇒なし

委員;(5)のNPO法人は公共性でなく公益性である。

変更⇒「…公益性のある非営利活動を行う団体。」

委員;(6)に家庭教育をいれるべきでは。

変更⇒学校教育、社会教育、家庭教育

第3条について

確認事項と付け加え;(1)の3に、男性のための男女共同参画を移動した。

(7)として「男女共同参画の実現は、国際的視野で取り組む…。」を入れた。

会長;男女共同参画基本法の中で、国際的な議論との連携をはかるとあり、女性差別撤廃条約や国 連の女性の地位に関することを意識して推進する必要があります。

全委員が承認。

第4条について

付け加え; 4. に「…財政上の措置を講ずるものとする。」を付け加えた。

会長:施策推進のためには財源が必要という皆さんのご意見に沿ったものです。

全委員が承認

第5条について

付け加え及び修正;「…男女共同参画について<u>関心を持ち</u>、…<u>家庭、学校、職場、地域</u>…、<u>自主的に</u> 男女共同参画の推進に努めるものとする。」

会長;男女共同参画とは何かの関心を持つことが大事、小さな枠組みから大きな枠組み順にする、 また強制されてやるものではないというご意見を受けまして、付け加え及び修正をしました。 全委員が承認

第7条について

付け加え及び削除;「…意思決定に男女が平等に参画し、…計画の立案及び決定に際しては…。」

会長;「共に」はただ共にやるのでは、お互いどれだけ発言権があるのかというニュアンスがわからないので、男女共同参画の条文には使わないと犬塚教授の言葉があります。

委員:対等か平等かはあまりこだわらなくてもよいと思う。

会長;条例においても、こだわらないで選択されていることが多い。

内容について重複してある部分については消去しましょう。

全委員が承認

第9条について

付け加え;「…その他精神的、身体的、経済的、性的暴力など…」

会長;一般的な暴力の言葉が、「その他」に全部入ってしまうのはおかしいので、よくある暴力の説明用語を」いれました。

全委員が承認

第11条~19条について

付け加えと修正;「プランこさい」にある方針は見出しを出して示す。

基本的施策と推進体制を分けて章にする。

「防災」と「多文化共生」に関して追加する。

会長;皆さんのご意見を考慮にいれて、大きく構成を変えました。防災と多文化共生関連は、湖西 市の地域課題であるので新しく書き入れ入れました。

全委員が承認

第26条について

付け加え; 2. に「…男女共同参画地区推進委員を置くことができる。」とする。

委員;地域で何か取り組もうとするときに、役目のある人を定めておくとやりやすいと思う。

委員;地域にこのような仕組みがあれば、自分たち住民で考えて取組やすいので、推進委員を置く のが良いと考えます。

会長;積極的に推進していく人を育てることは大切ですし、富士市や掛川市では委員の半数は男性です。

第27条~第29条について

委員;市か市長かはっきりさせるべきである。 会長;全体的に見直しをかけるところです。

第4章について

変更;名称を湖西市男女共同参画審議会にする 委員;懇話会の名称だと市民が理解しにくい。

委員;これだけのことを責任をもってやっていくのだから審議会を新しくつくっていただきたい。

全委員が承認

第30条について

委員;湖西市男女共同参画審議会の規則を条例に書き入れるのが良いのではないか。 会長;条例としてどうなのか市で良い方法考えてもらい示していただくことにします。

連絡事項

- 1. 次回の懇話会までに、最終修正条例案を皆さんにお示しする。
- 2. 次回懇話会開催日;H26年5月21日(水)10:00~